

現 行		頁	改 定 後		頁
2.2 許可を要する工事		14	2.2 許可を要する工事		14
土地の形質変更（盛土・切土）	・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域	イメージ図	・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域	イメージ図	
	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの		① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの		
	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの		② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの		
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）		③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）		
	④ 盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）		④ 盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）		
	⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1m超かつ面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）		⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1m超かつ面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）		
一時的な土石の堆積	①地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が2m超かつ面積が300㎡超となる土石の堆積		①地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が2m超かつ面積が300㎡超となる土石の堆積		
	②地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が1m超かつ面積が500㎡超となる土石の堆積		②地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が1m超かつ面積が500㎡超となる土石の堆積		

4.3.1 工事の許可申請に必要な書類等

表 2-2 土地の形質変更または土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類

(高崎市) 必要書類			根拠規定	備考
	形質変更	土石の堆積		
☐ 許可申請書	○	○	省令第 7 条 1 項、第 63 条 1 項	
☐ 擁壁の設計書（構造計算書含む）	○		省令第 7 条 1 項 2 号、第 63 条 1 項 1 号	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合
☐ 法面の安定計算書	○		省令第 7 条 1 項 3 号、4 号、12 号、第 63 条 1 項 1 号、2 号	①長大法面（盛土高 10m 超） ②崖面を擁壁で覆わない場合
☐ 設計者の資格を有する者であることを証する書類	○		省令第 7 条 1 項 5 号、第 63 条 1 項 1 号	高さが 5m を超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m2 を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要
☐ 現地写真	○	○	省令第 7 条 1 項 6 号、第 63 条 1 項 1 号	2 方向以上から撮影したもの
〈申請者が個人の場合〉 ☐ 住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの 〈申請者が法人の場合〉 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの	○	○	省令第 7 条 1 項 7 号、8 号、第 63 条 1 項 1 号	
〈共通〉 ☐ 資金計画書 ☐ 残高証明書又は融資証明書 ☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書 〈申請者が個人の場合〉 ☐ 住民票の写し 〈申請者が法人の場合〉 ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 事業経歴書 〈盛土高さが 10m 以上の場合〉 ☐ 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類 ☐ 最近 3 年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書	○	○	省令第 7 条 1 項 9 号、12 号、第 63 条 1 項 1 号、2 号	。

40

4.3.1 工事の許可申請に必要な書類等

表 2-2 土地の形質変更または土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類

(高崎市) 必要書類			根拠規定	備考
	形質変更	土石の堆積		
☐ 許可申請書	○	○	省令第 7 条 1 項、第 63 条 1 項	
☐ 擁壁の設計書（構造計算書含む）	○		省令第 7 条 1 項 2 号、第 63 条 1 項 1 号	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合
☐ 法面の安定計算書	○		省令第 7 条 1 項 3 号、4 号、12 号、第 63 条 1 項 1 号、2 号	①長大法面（盛土高 10m 超） ②崖面を擁壁で覆わない場合
☐ 設計者の資格を有する者であることを証する書類	○		省令第 7 条 1 項 5 号、第 63 条 1 項 1 号	高さが 5m を超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m2 を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要
☐ 現地写真	○	○	省令第 7 条 1 項 6 号、第 63 条 1 項 1 号	2 方向以上から撮影したもの
〈申請者が個人の場合〉 ☐ 住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの 〈申請者が法人の場合〉 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの	○	○	省令第 7 条 1 項 7 号、8 号、第 63 条 1 項 1 号	
〈共通〉 ☐ 資金計画書 ☐ 残高証明書又は融資証明書 ☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書 〈申請者が個人の場合〉 ☐ 住民票の写し 〈申請者が法人の場合〉 ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 事業経歴書 〈盛土高さが 10m 以上の場合〉 ☐ 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの住民票又は個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するもの及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類 ☐ 最近 3 年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書	○	○	省令第 7 条 1 項 9 号、12 号、第 63 条 1 項 1 号、2 号	納税証明書（その 1）とする。

4.3.1 工事の許可申請に必要な書類等

表 2-3 土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図面

(高崎市) 必要書類			根拠規定	明示すべき事項	備考
	形質 変更	土石の 堆積			
□位置図	○	○	省令第7条1 項1号、第63 条1項1号	方位、道路及び目標となる地物	
□地形図	○	○	同上	方位、及び土地の境界線	等高線は、2mの標高差を 示すものとする
□土地の平面図	○	○	同上	〈共通〉 方位及び土地の境界線、基準 点、現況高、計画高、断面図の 位置 〈形質変更の場合〉 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、 排水施設及び地滑り抑止ぐい又 はグラウンドアンカーその他の 土留の位置 〈土石の堆積の場合〉 勾配が十分の一を超える土地に おける堆積した土石の崩壊を防 止するための措置を講ずる位置 及び当該措置の内容、空地の位 置、柵その他これに類するもの を設置する位置、雨水その他の 地表水を有効に排除する措置を 講ずる位置及び当該措置の内容 並びに堆積した土石の崩壊に伴 う土砂の流出を防止する措置を 講ずる位置及び当該措置の内容	〈形質変更の場合〉 植栽、芝張り等の措置を行 う必要がない場合は、その 旨を付すること。擁壁、崖 面崩壊防止施設及び排水施 設は、申請書と照合で きるように番号を付するこ と 〈土石の堆積の場合〉 空地、雨水その他の地表水 による堆積した土石の崩壊 を防止するための措置及び 堆積した土石の崩壊に伴う 土砂の流出を防止する措置 については、申請書と照合 できるように番号を付する こと
□土地の断面図	○	○	同上	盛土又は切土をする前後の地盤 面	
□排水施設の平面図	○		同上	排水施設の位置、種類、材料、 形状、内法寸法、勾配及び水の 流れの方向並びに吐口の位置及 び放流先の名称	

41

4.3.1 工事の許可申請に必要な書類等

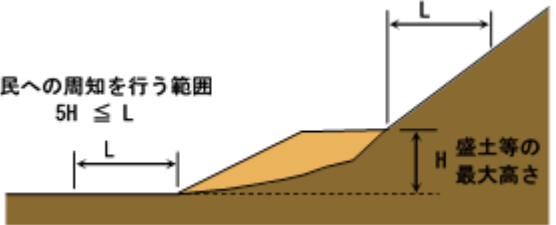
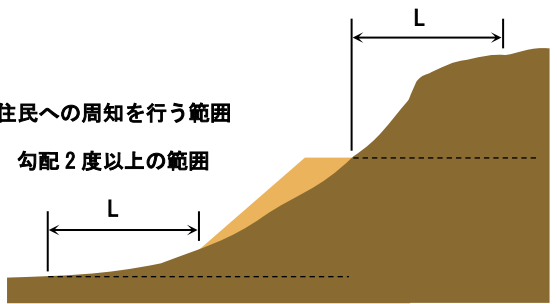
表 2-3 土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図面

(高崎市) 必要書類			根拠規定	明示すべき事項	備考
	形質 変更	土石の 堆積			
□位置図	○	○	省令第7条1 項1号、第63 条1項1号	方位、道路及び目標となる地物	1/10000 以上
□地形図	○	○	同上	方位、及び土地の境界線	1/2500 以上 等高線は、2mの標高差を 示すものとする
□土地の平面図	○	○	同上	〈共通〉 方位及び土地の境界線、基準 点、現況高、計画高、断面図の 位置 〈形質変更の場合〉 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、 排水施設及び地滑り抑止ぐい又 はグラウンドアンカーその他の 土留の位置 〈土石の堆積の場合〉 勾配が十分の一を超える土地に おける堆積した土石の崩壊を防 止するための措置を講ずる位置 及び当該措置の内容、空地の位 置、柵その他これに類するもの を設置する位置、雨水その他の 地表水を有効に排除する措置を 講ずる位置及び当該措置の内容 並びに堆積した土石の崩壊に伴 う土砂の流出を防止する措置を 講ずる位置及び当該措置の内容	1/2500 以上 〈形質変更の場合〉 植栽、芝張り等の措置を行 う必要がない場合は、その 旨を付すること。擁壁、崖 面崩壊防止施設及び排水施 設は、申請書と照合で きるように番号を付するこ と 〈土石の堆積の場合〉 空地、雨水その他の地表水 による堆積した土石の崩壊 を防止するための措置及び 堆積した土石の崩壊に伴う 土砂の流出を防止する措置 については、申請書と照合 できるように番号を付する こと
□土地の断面図	○	○	同上	盛土又は切土をする前後の地盤 面	1/2500 以上
□排水施設の平面図	○		同上	排水施設の位置、種類、材料、 形状、内法寸法、勾配及び水の 流れの方向並びに吐口の位置及 び放流先の名称	1/2500 以上

41

5.1 住民への周知

表 2-8 住民への周知を行う範囲

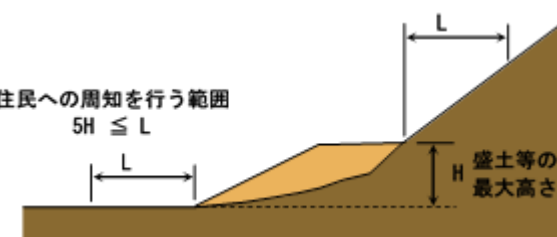
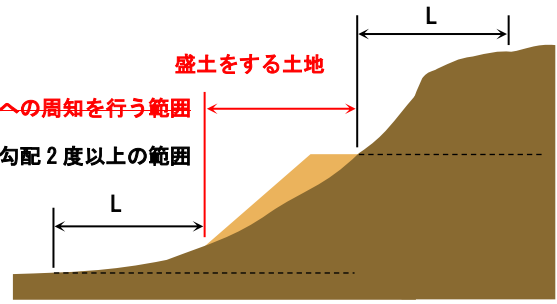
盛土等の区分	住民への周知を行う範囲
平地盛土 切土 土石の堆積	○盛土等の境界から少なくとも水平距離2Hまでの範囲 
腹付け盛土	○盛土等の境界から少なくとも水平距離5Hまでの範囲 
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土 ③谷埋め盛土 ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの	○下流の溪床勾配が2度以上の範囲（上流も同じ距離をとる） 下記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 

49

50

5.1 住民への周知

表 2-8 住民への周知を行う範囲と周知対象

盛土等の区分	周知範囲と周知対象
平地盛土 切土 土石の堆積	○盛土等の境界から少なくとも水平距離2Hまでの範囲の住民 
腹付け盛土	○盛土等の境界から少なくとも水平距離5Hまでの範囲の住民 
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土 ③谷埋め盛土 ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの	○盛土をする土地及び盛土下流の溪床勾配が2度以上の範囲（上流も同じ距離をとる）にその全部または一部が含まれる自治会等 

49

50

6.2擁壁等を除却する工事の届出	62	6.2擁壁等を除却する工事の届出	62															
解説 次の工事を行う場合は、工事に着手する日の 14 日前までに届出書を提出してください。一部除却であっても届出が必要です。 [届出が必要な工事] ① 高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事 ② 地表水等を排除するための排水施設の除却工事 ③ 地滑り抑止ぐい等の除却工事 なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。		解説 次の工事を行う場合は、工事に着手する日の 14 日前までに届け出てください。一部除却であっても届出が必要です。届出に必要な書類は表 2-16 のとおりです。なお、工事の許可を受けている場合は、届出をする必要はありません。 [届出が必要な工事] ① 高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事 ② 地表水等を排除するための排水施設の除却工事 ③ 地滑り抑止ぐい等の除却工事 なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。 表 2-16 擁壁等を除却する工事の届出に必要な書類 <table><tr><th>図面の種類</th><th>明示すべき事項</th><th>備考</th></tr><tr><td>届出書</td><td></td><td>様式第 17 号</td></tr><tr><td>位置図</td><td>・ 方位 ・ 縮尺（1/2,500 以上）</td><td></td></tr><tr><td>土地の平面図</td><td>・ 除却する擁壁等の位置 ・ 除却する擁壁等の寸法</td><td>除却する擁壁等を含む敷地全体を示すこと。</td></tr><tr><td>土地の断面図</td><td>・ 除却する擁壁等の寸法</td><td>除却する擁壁等の代表的な位置での断面とする。</td></tr></table>	図面の種類	明示すべき事項	備考	届出書		様式第 17 号	位置図	・ 方位 ・ 縮尺（1/2,500 以上）		土地の平面図	・ 除却する擁壁等の位置 ・ 除却する擁壁等の寸法	除却する擁壁等を含む敷地全体を示すこと。	土地の断面図	・ 除却する擁壁等の寸法	除却する擁壁等の代表的な位置での断面とする。	
図面の種類	明示すべき事項	備考																
届出書		様式第 17 号																
位置図	・ 方位 ・ 縮尺（1/2,500 以上）																	
土地の平面図	・ 除却する擁壁等の位置 ・ 除却する擁壁等の寸法	除却する擁壁等を含む敷地全体を示すこと。																
土地の断面図	・ 除却する擁壁等の寸法	除却する擁壁等の代表的な位置での断面とする。																

6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

63

解説

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、届出書を提出してください。

転用した日とは、登記簿の地目変更日ではなく、現況の変更を行うための工事に着手した日とします。

公共施設用地の考え方は「1.2.1宅地」を参照してください。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

63

解説

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に届け出てください。

届出に必要な書類は表2-17のとおりです。なお、工事の許可を受けている場合は、届出をする必要はありません。

転用した日とは、登記簿の地目変更日ではなく、現況の変更を行うための工事に着手した日とします。

公共施設用地の考え方は「1.2.1宅地」を参照してください。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

表 1-17 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出に必要な書類

図面の種類	明示すべき事項	備考
届出書		様式第18号
位置図	・ 方位 ・ 縮尺（1/2,500以上）	
土地の計画平面図		敷地全体を示すこと。
土地の計画断面図		敷地全体の代表的な位置での断面図とする。

8.3 擁壁の基礎地盤	82	8.3 擁壁の基礎地盤	82
8.3.1 地耐力	83	8.3.1 地耐力	83
[地盤の許容応力度の求め方]		[地盤の許容応力度の求め方]	
① 支持力式による方法		① 支持力式による方法	
$q_a = \frac{1}{3}(i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$		$q_a = \frac{1}{3}(i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$	
$i_c = i_q = \left(1 - \frac{\theta}{90}\right)^2$		$i_c = i_q = \left(1 - \frac{\theta}{90}\right)^2$	
$i_\gamma = \left(1 - \frac{\theta}{\phi}\right)^2$		$i_\gamma = \left(1 - \frac{\theta}{\phi}\right)^2$	
q _a : 地盤の許容応力度 (kN/m ²)		q _a : 地盤の許容応力度 (kN/m ²)	
θ : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角 (°) ただし、θ ≦ φ とし、θ が φ を超える場合は φ とする。		θ : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角 (°) ただし、θ ≦ φ とし、θ が φ を超える場合は φ とする。	
φ : 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 (°)		φ : 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 (°)	
α, β : 基礎荷重面の形状に応じた係数 (表 3-3 参照)		α, β : 基礎荷重面の形状に応じた係数 (表 3-3 参照)	
B : 基礎荷重面の短辺又は短径 (m)		B : 基礎荷重面の短辺又は短径 (m)	
L : 基礎荷重面の長辺又は長径 (m)		L : 基礎荷重面の長辺又は長径 (m)	
C : 基礎荷重面下の地盤の粘着力 (kN/m ²)		C : 基礎荷重面下の地盤の粘着力 (kN/m ²)	
N _c , N _r , N _q : 表 3-4 に示す支持力係数		N _c , N _r , N _q : 表 3-4 に示す支持力係数	
γ ₁ : 基礎荷重面下の地盤の単位体積重量 (kN/m ³)		γ ₁ : 基礎荷重面下の地盤の単位体積重量 (kN/m ³)	
γ ₂ : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量 (kN/m ³) (γ ₁ 、γ ₂ とも地下水位以下の場合は水中単位体積重量をとる。)		γ ₂ : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量 (kN/m ³) (γ ₁ 、γ ₂ とも地下水位以下の場合は水中単位体積重量をとる。)	
D _f : 根入れの深さ (m)		D _f : 根入れの深さ (m)	
		補足：粘着力及び内部摩擦角は盛土材の値を使用しないでください。	

8.3擁壁の基礎地盤

8.3.2地盤の状況

[二段擁壁]

図 3-17 に示す擁壁で①表 3-7 の θ 角度以内に入っていない又は②0.4H 以上かつ 1.5m 以上の離隔がとれていないものは、二段の擁壁（以下、「二段擁壁」という。）とみなします。

二段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう、上部擁壁の根入れ深さを深くする、又は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置してください。

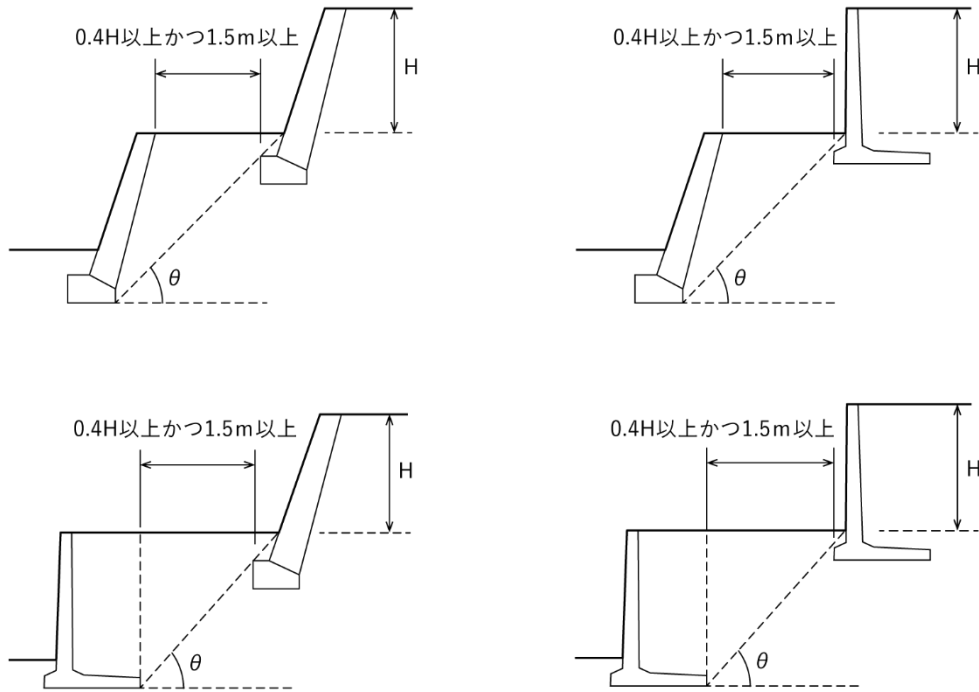


図 3-17 上部・下部擁壁を近接して設置する場合の考え方

8.3擁壁の基礎地盤

8.3.2地盤の状況

[二段擁壁]

図 3-17 に示す擁壁で下記のいずれかに該当するものは、二段の擁壁（以下、「二段擁壁」という。）とみなします。

- ①表 3-7 の θ 角度以内に入っていない
- ②0.4H 以上かつ 1.5m 以上の離隔がとれていない

二段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう、上部擁壁の根入れ深さを深くする、又は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置してください。

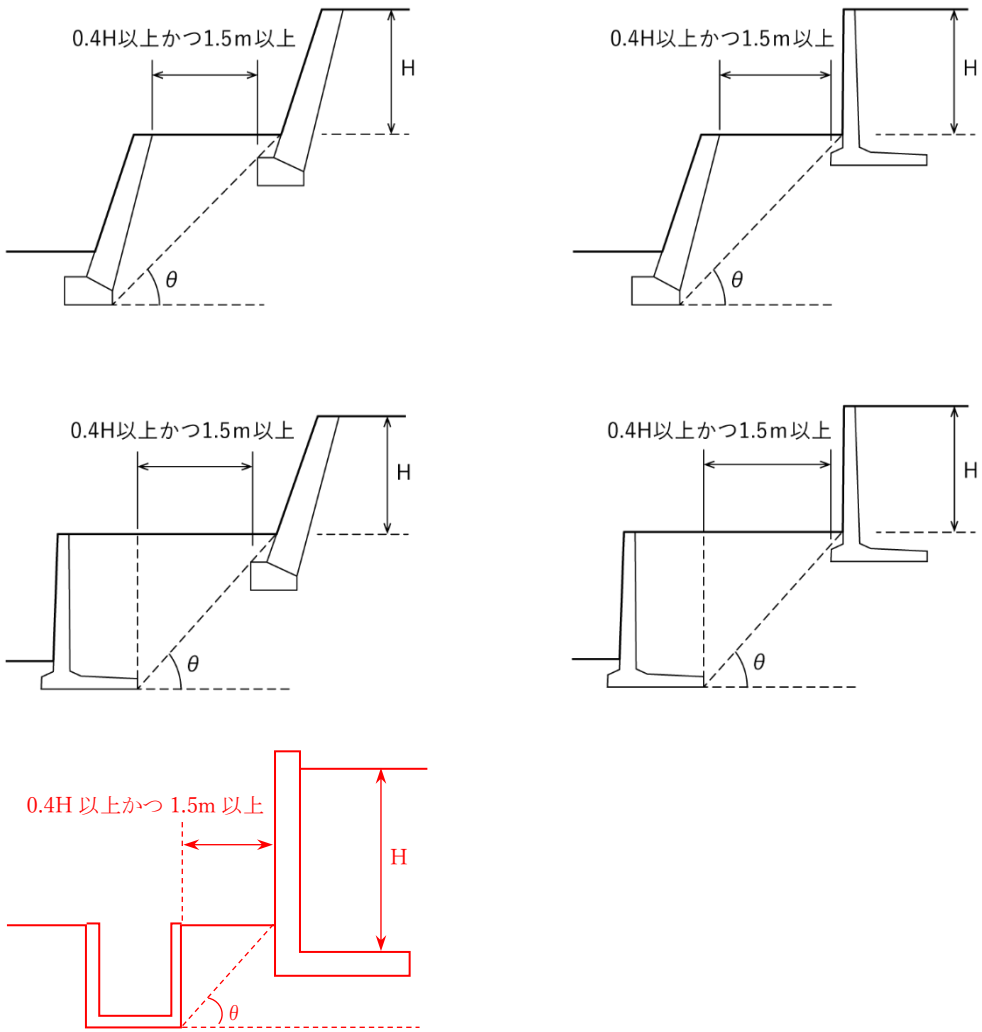
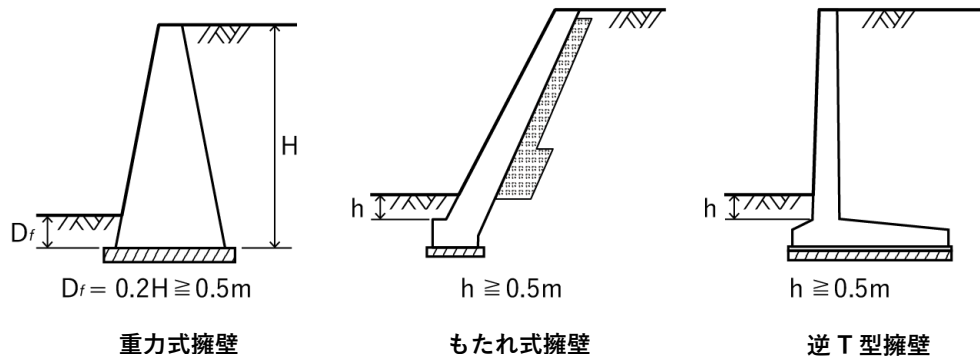


図 3-17 上部・下部擁壁を近接して設置する場合の考え方

8.4 擁壁の根入れ

[その他の擁壁]

- ・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁の根入れ深さは、原則として50cm以上は確保してください。ただし、底版を有する形式の擁壁においては、底版厚さに50cm以上を加えた根入れ深さを確保してください。
- ・中位の砂質地盤（N値10~30）において高さ2.5m以上の重力式擁壁を設ける場合には、擁壁高さの0.2倍以上の十分な根入れ深さを確保することが望ましいです。



[水路等に近接して擁壁を設置する場合]

水路、河川に近接して擁壁を設ける場合は、根入れ深さは河床からとるものとし、原則として30cm以上確保するものとします。河川から一定距離の離隔が確保できる場合には、これによらないことができます。U字溝に接する場合のみ、地盤面からの深さを根入れと考えることができます。

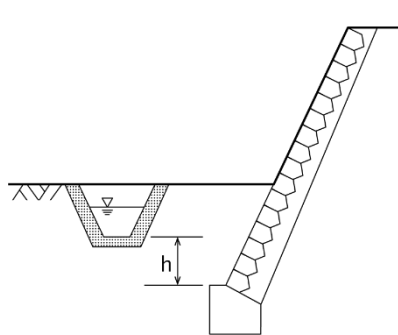


図 3-19 水路に近接する場合の根入れ

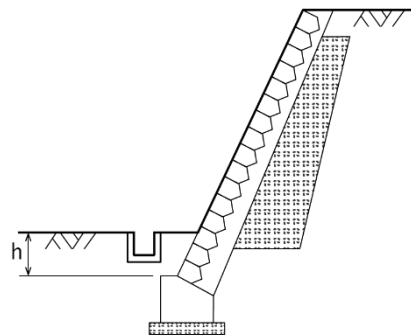


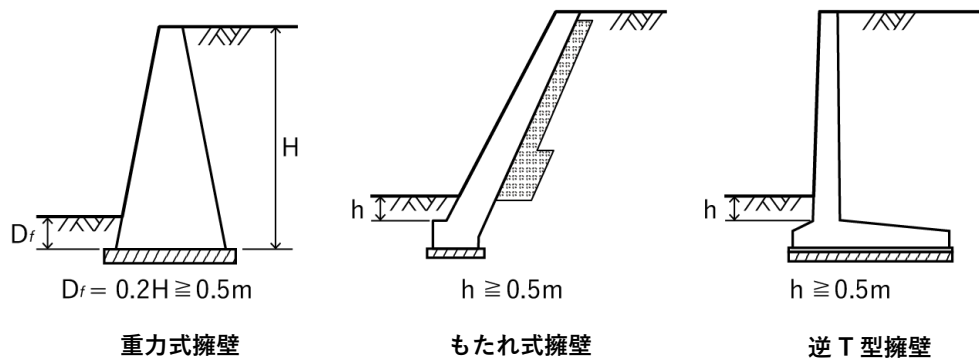
図 3-20U 字溝に接する場合の根入れ

補足：根入れ深さの決定に当たっては、将来予想される地盤の洗堀や掘削の影響を考慮してください。

8.4 擁壁の根入れ

[その他の擁壁]

- 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁の根入れ深さは、原則として 50 cm以上は確保してください。~~ただし~~、底版を有する形式の擁壁においては、底版厚さに 50 cm以上を加えた根入れ深さを確保してください。
- ~~ただし~~、地盤面をアスファルトもしくはコンクリートで覆う場合は、土砂の流出を防げるものとして、練積み擁壁の根入れ深さの考え方を適用してよいものとします。
- 中位の砂質地盤（N 値 10~30）において高さ 2.5m 以上の重力式擁壁を設ける場合には、擁壁高さの 0.2 倍以上の十分な根入れ深さを確保することが望ましいです。



[水路等に近接して擁壁を設置する場合]

水路、河川に近接して擁壁を設ける場合の根入れ深さは図 3-19 のとおり、河床を起点とする水平線と河川水路境界との交点から表 3-7 に掲げる土質に応じて引いた角度線からとるものとします。角度線と地盤面の交点よりも離して設置する場合は、根入れ深さは地盤面からとるものとします。U 字溝に接する場合のみ、地盤面からの深さを根入れと考えることができます。

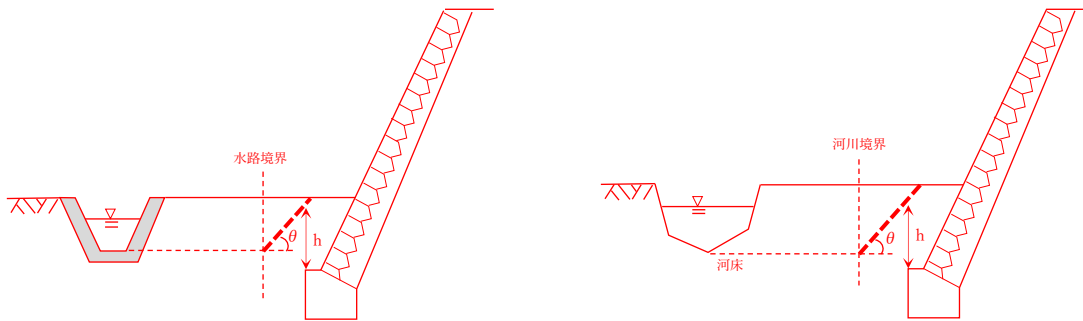


図 3-19 水路、河川に近接する場合の根入れ

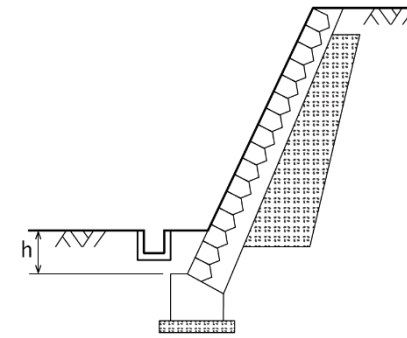


図 3-20 U字溝に近接する場合の根入れ

補足：根入れ深さの決定に当たっては、将来予想される地盤の洗堀や掘削の影響を考慮してください。

9.2設計定数

103

9.2設計定数

103

審査基準

構造計算書、図面等により、擁壁の構造計算に用いる設計定数が適切であることを確認します。設計定数の設定方法については以下に示すとおりです。

[背面土]

・単位体積重量 γ 、内部摩擦角 ϕ 及び粘着力 c については、使用する材料により土質試験を行い求めること。

・土質試験を行わない場合は、表 3-9 に示す単位体積重量及び土圧係数を使用すること。また内部摩擦角及び粘着力については高さ 8 m以下の擁壁の場合は表 3-10 に示す数値を使用してもよい。

表 3-9 単位体積重量と土圧係数（政令別表第二）

土質	単位体積重量 (kN/m ³)	土圧係数
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	16	0.50

審査基準

構造計算書、図面等により、擁壁の構造計算に用いる設計定数が適切であることを確認します。設計定数の設定方法については以下に示すとおりです。

[背面土]

・単位体積重量 γ 、内部摩擦角 ϕ 及び粘着力 c については、使用する材料により土質試験を行い求めること。

・土質試験を行わない場合は、表 3-9 に示す単位体積重量及び土圧係数を使用してよいが、土圧係数については積載荷重 5kN/㎡程度を見込んだものであるため、原則としてクーロンの土圧公式により算出した値を使用し、積載荷重は 10kN/㎡を見込むものとする。また内部摩擦角及び粘着力については高さ 8 m以下の擁壁の場合は表 3-10 に示す数値を使用してもよい。

表 3-9 単位体積重量と土圧係数（政令別表第二）

土質	単位体積重量 (kN/m ³)	土圧係数
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	16	0.50

参考様式 誓約書 誓 約 書 高崎市長 殿 私は、高崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないことをここに誓約いたします。 また、この誓約に違反又は相違があり、盛土規制法第 20 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の規定に基づく工事の許可を取消し等の処分を受けた場合には、これに異議なく応じることを誓約いたします。 あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、群馬県警へ照会がなされることに同意いたします。 年 月 日 住 所 氏 名 * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。 * この誓約書における「暴力団員等」とは、以下の者をいう。 ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者 ・暴力団員を雇用している者 ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者 ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者 ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者	205	参考様式 誓約書 誓 約 書 高崎市長 殿 私は、下記のいずれにも該当しないことをここに誓約します。 （１）高崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当する者 （２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 （３）本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。） （４）本法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。） また、この誓約に違反又は相違があり、盛土規制法第 20 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の規定に基づく工事の許可を取消し等の処分を受けた場合には、これに異議なく応じることを誓約いたします。 あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、群馬県警へ照会がなされることに同意いたします。 年 月 日 住 所 氏 名 * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。 * この誓約書における「暴力団員等」とは、以下の者をいう。 ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者 ・暴力団員を雇用している者 ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者 ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者 ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者	205
--	-----	--	-----